**工事請負契約書**

収入

印紙

第1条

発注者 （以下「甲」という。）及び

浄化槽工事施工業者 （以下「乙」という。）は、七宗町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条

この契約は、次に掲げる工事に適用される。

設置場所 岐阜県加茂郡七宗町 番地

工事期間 　　　　　年　　　月　　　日 ～ 　　　　　年　　　月　　　日

設置浄化槽の型式 小規模合併処理浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90％以上、放流水のBODが20mg/㍑（日平均）以下の機能を有するところの、別添する図面、及び仕様書に係る合併処理浄化槽。

工事請負代金、及び支払方法

金額 円

支払方法 1.現金 2.その他（ ）

第3条

乙は、この契約と別添の図面、及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完了して契約の目的物を工に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請求代金の支払いを完了する。

第4条

乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項により、浄化槽設備士に施工・監督させなければならない。

第5条

乙は、この契約によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条

乙は、この契約の履行について、工事の全部、又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、工事の一部分を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第7条

乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準、及び七宗町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条

甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、もしくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額、又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2　本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰するべき場合を除き、甲が負担する。

第9条

乙は、乙の責に帰することができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅延なくその自由を明示して工期の延期を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条

工事の完成引き渡しまでに工事目的物、その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の内甲の責に帰する事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条

乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条

乙は、七宗町が定める七宗町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則に基づき、所定の期間内に所定の書類、及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条

甲は、工事が本契約の規定、又は第7条に定める基準に適合していないと認めるときは、乙に対して、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2　甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対して、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰するべき事由に基づくものである場合には、これをすることができない。

第14条

瑕疵の修補、又は損害賠償権の行使は、引き渡し後5日以内に行わなければならない。

第15条

次の各号の一に該当するときは、甲、又は乙は、催告その他何等の手続を要せず、この契約を解除することできる。

（1）浄化槽の設置届等の届出、その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

（2）工事（設置）用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2　前項により、この契約が解除された場合、乙は、この契約の履行のために乙において要した費用、及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条

甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2　甲は、乙の契約違反により、この契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条

次の各号の一に該当するときは、乙は、催告その他何等の手続を要せず、この契約を解除することができる。

（1）第8条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰するべき事由により着工期日が延期された場合、工事の一時中止、又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

（2）甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

（3）甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2　前項によってこの契約が解除された場合、甲は、乙の損害を賠償するものとする。

第18条

乙の責に帰するべき事由により、標記引き渡し期日（工事が変更された場合、変更後の工期に基づいて定められる引き渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合、甲は、延滞日数1日につき請負代金総額の　　　分の1の違約金を請求することができる。

2　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金額について、支払期日の翌日から支払完了の日までに日歩　　　銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

以上、契約の証として、本書2通を作成し当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名